

南島原市南有馬運動公園プール使用心得

（利用の許可）

南有馬運動公園プールを利用するものは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

（利用時間） 午前十時００分～午後八時００分まで

（休日等） 毎週月曜日

（利用期間） プールの利用期間は六月より九月まで

（遵守事項）

- 一、利用者は、許可を受けた目的以外に利用し、又はその権利の全部若しくは一部を転貸し、又は譲渡してはならない。
- 二、プールの秩序を乱してはならない。
- 三、不衛生な行為をしてはならない。
- 四、その他、管理員・監視員の指示に従うこと。

（利用の制限）

- 一、同伴者又は引率者のいない幼児。
- 二、酒気帯び者、精神異常者、又は伝染病の疾病があると認められる者
- 三、他人の迷惑となる物品、又は動物類を所持し、若しくは携行する者。
- 四、善良な風俗を乱すおそれのある者。
- 五、その他、管理上支障があると認められる者。
- 六、市主催の行事等により利用許可を取り消すことがある。

区分	単位	使用料	
一般及び 高校生	一人一回 につき	市内居住者	一〇〇円
		市外居住者	二〇〇円
中学生以下 三歳以上	一人一回 につき	市内居住者	五〇円
		市外居住者	一〇〇円

（ただし、引率者又は同伴者で泳がない者は無料とする。）